公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２９号
徳島県徳島市南島田町１丁目３番地　アクシス南島田Ｂ棟101号室、旧住所徳島県徳島市八万町橋本156番地の１
債務者　伊矢田一平
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　　祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４５号
大分市緑が丘４丁目29番10号
債務者　中川　　修
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０３号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番６―401号
債務者　柴田　勝敏
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８号
秋田県大仙市北長野字蓬田61番地３
債務者　加賀谷永子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２５０号
埼玉県飯能市大字岩沢376番地４
債務者　押山　朋之
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８２号
京都市下京区七条御所ノ内西町３番地１　ルミエール西大路212号
債務者　岩見　　進
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
京都府京丹後市網野町字郷3404―３、住民票上の住所京都市北区大北山原谷乾町112番地の93
債務者　森　　裕一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　平一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２６９号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番20―106号
債務者　木下　　聖
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県出水郡長島町平尾281番地
債務者　永岡　隆也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　文規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２１６０号
大阪市旭区大宮３丁目18番13号
債務者　妹尾　順子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毒島　光志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町17番３号
債務者　迫地憂里香
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第７号
北海道中川郡幕別町札内新北町６番地の17
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
長崎県島原市有明町湯江乙1345番地２、住民票上の住所長崎県島原市有明町湯江甲587番地５
債務者　宮崎　政信
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　幸宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
島根県出雲市上島町1561番地
債務者　勝部　智子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２３号
島根県出雲市上島町1561番地
債務者　勝部　　淳
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県姶良市西餅田3999番地１
債務者　古郡まゆみ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係